

# 答 申 書

## 第 1 松山市文書法制審議会の結論

松山市長が，令和 5 年 1 2 月 1 2 日付け 5 松（廃）第 7 4 6 号でした保有個人情報の訂正をしない決定は，妥当である。

## 第 2 審査請求の経緯

### 1 本件訂正請求

審査請求人は，令和 5 年 1 1 月 1 5 日，処分庁の松山市長に対し，個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）第 9 1 条第 1 項の規定に基づき，審査請求人を本人とする保有個人情報の訂正を請求した（乙第 2 号証）。

### 2 本件処分

処分庁は，令和 5 年 1 2 月 1 2 日，審査請求人に対し，法第 9 3 条第 2 項の規定に基づき，本件訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしない旨を決定した（乙第 3 号証）。

### 3 本件審査請求

審査請求人は，令和 6 年 1 月 4 日，審査庁の松山市長に対し，行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 8 6 号）第 2 条に基づき，本件処分を不服として本件審査請求をした。

### 4 松山市文書法制審議会への諮問

審査庁は，令和 6 年 3 月 1 5 日，本件審査請求を法第 1 0 5 条第 3 項で準用する同条第 1 項の規定に基づき当文書法制審議会に諮問し，当個人情報保護分科会は松山市文書法制審議会条例（平成 2 8 年条例第 7 号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により本件審査請求を調査審議することとした。

## 第 3 本件訂正請求に係る保有個人情報の特定

処分庁は，令和 5 年 1 1 月 1 0 日に審査請求人に開示した，(1)令和〇年〇月〇日付け受理番号（一連）〇〇〇現場臨場（通報受理）報告書，

(2)地図，(3)現場写真及び(4)受理番号〇〇〇－〇〇通報受理書（以下これらを「本件報告書」という。）を保有していたことから，本件訂正請求に係る保有個人情報を，本件報告書に特定した。

#### 第4 本件処分の内容

処分庁は，法第93条第2項の規定に基づき，次の4箇所の訂正請求を第5の理由によりいずれも訂正しないことと決定した。

- (1) 前記第3(1)の報告書の「野外焼却禁止のパンフレットの受け取り，氏名等の確認も拒否した」に「禁止事項等には該当しないのでパンフレットの受け取りは拒否した」を追記せよ。
- (2) 前記第3(1)の報告書の「車も勝手に入れようとして」を「実際に敷地内に車をバックして侵入してきた」に変更せよ。
- (3) 前記第3(1)の報告書の「最終的に「焼き芋を焼いている」との言動もあったが確認には応じず警察が臨場後に火中のアルミホイルは現認した」に「口頭で焼き芋を焼いているかどうか確認するように言ったが行動を起こさないので最終的に審査請求人が現物を出して焼き芋だと証明した。警察が臨場後ではない」を追記せよ。
- (4) 前記第3(1)の報告書の「指導」を指導以外の用語に変更し，又は削除せよ。

#### 第5 本件処分の理由

- (1) 前記第4の(1)は審査請求人の所感又は意見であり，(4)は処分庁の担当者の評価又は判断であるから，いずれも訂正を請求できる事実には該当しない。
- (2) 前記第4の(2)，(3)は，処分庁が必要な調査をしても事実でないと明らかにできなかったから訂正する理由があるとは認められず，また本件報告書の利用目的である報告は既に終了しているから訂正する実益がない。

#### 第6 審査請求人の主張の要旨

審査請求書によれば，要するに，審査請求人の主張は次のとおりである。

##### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し，不訂正とされた箇所の訂正を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 廃棄物対策課の担当者は、審査請求人が「芋を焼いている」との申述をしているのに事実を確認せず、野焼きと判断した。また、容易に事実が確認できたにもかかわらず、除外事由に該当するかどうか不明としている。

また、現場の写真からも焼き芋だと推察できると考える。

イ 敷地内に車で無断進入した事実を調査の結果、事実確認が不明確である旨の記述があるが、〇〇〇警察署への事実確認をしているのか。

ウ 処分庁は、本件処分で訂正をしない理由を調査内容の報告は既に終了し利用目的の達成に必要な範囲を超えるためとしているが、審査請求人には不名誉な事案であるからより慎重な調査を求めたい。

第7 処分庁の主張の要旨

弁明書(1)によれば、処分庁の主張は次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 弁明の理由

ア 前記第4(1)、(4)の訂正請求

審査請求人がパンフレットの受取りを拒否したと思われる評価や判断といった真偽が明らかにできない事項を訂正請求の対象外とした。また、当時の処分庁の担当者がどのような措置を採ったかとの評価や判断を記載した箇所は、訂正請求による訂正をすることができない。

イ 前記第4(2)、(3)の訂正請求

(ア) 本件報告書を作成した当時の担当者から聞き取りをしたところ、いずれも事実と相違することが明らかにならなかったため、訂正請求に理由があるとは認められず訂正しないこととした。

(イ) 本件報告書の利用目的は野外焼却事案の調査内容を報告することであり、その目的は既に達成され、本件訂正請求による訂正はもはや当該保有個人情報の利用目的の達成のために必要でな

い。

#### ウ 結論

したがって、本件処分は適正に行われている。

### 第8 審議の経過

当審議会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	経過
令和6年3月15日	諮問書の受理
令和6年3月26日	第1回審議
令和6年4月26日	第2回審議

### 第9 当審議会の判断

#### 1 本件処分の内容

本件処分は、処分庁が、保有個人情報の訂正請求の対象とならない、又は請求に理由がないとして訂正しない決定をしたものである。

#### 2 本件審査請求の争点

前記第6の審査請求人の主張及び第7の処分庁の主張によれば、本件審査請求の争点は次のとおりである。

##### (1) 前記第4(1)、(4)の訂正請求

保有個人情報の訂正請求は、法第90条第1項の規定に基づきその内容が事実でないと思料する場合に行われるものであるが、本件訂正請求は請求することができる内容でないとして不訂正とした処分庁の決定は妥当か。

##### (2) 前記第4(2)、(3)の訂正請求

訂正請求に理由があると認めるときは、法第92条の規定に基づき訂正しなければならないが、本件訂正請求に理由がないとして不訂正とした処分庁の決定は妥当か。

#### 3 争点についての判断

##### (1) 前記第4(1)、(4)の訂正請求

ア 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(乙第4号証。以下(2)イにおいて「事務対応ガイド」という。)267頁(6)なお書によると、訂正請求は保有個人情報の内容が事実でないと思

料する場合に行われるものであるから、事実かどうか明らかにできない評価や判断の内容は訂正請求の対象外とされている。

イ 前記第4(1)の訂正請求は、禁止事項に該当しない旨追記するよう求めるものであるが、当審議会の個人情報保護分科会が処分庁に聞き取りをしたところ、禁止事項に該当するかどうかは周辺の生活環境や焼却する物などにより個々に判断することであり、本件において禁止事項に該当しないと追記することは処分庁がした判断に対する審査請求人の主観的な意見であると認められる。

ウ 前記第4(4)の訂正請求は、「指導」を指導以外の用語に変更し、又は削除するよう求めるもので、処分庁からの聞き取りによると、処分庁は指導を行ったとの認識であり、処分庁の行為が指導に当たらないとするのは、審査請求人の主観的な意見であると認められる。

エ 上記イ、ウのとおり、前記第4(1)、(4)の訂正請求は、真偽が明らかにできる事実に関するものではなく、訂正請求の対象とは認められない。

## (2) 前記第4(2)、(3)の訂正請求

ア 法は、訂正請求があった場合は当該訂正請求に理由があると認めるときに当該保有個人情報の訂正をしなければならないと規定している(第92条)。

イ また、事務対応ガイド269頁(1)③によると、訂正請求に理由があると認められない場合として、行政機関による調査の結果、保有個人情報の内容が事実であるか否か判明せず、訂正請求に理由があるかどうか明らかでない場合には訂正を決定することができず、不訂正の決定をすることとされている。

ウ 前記第4(2)の訂正請求は、車の進入という事実を訂正しようとするものであるが、処分庁が本件報告書を作成した当時の担当者から聞き取りをしたところ、実際に敷地内に車を進入させたかどうか不明確であったことが認められる。

エ 前記第4(3)の訂正請求は、審査請求人と処分庁職員の現地でのやり取りを訂正しようとするものであるが、処分庁が本件報告書を

作成した当時の担当者から聞き取りをしたところ、出向いた際の現地でのやり取りは事実が不明確であったことが認められる。

オ 上記ウ、エのとおり、前記第4(2)、(3)の訂正請求は、保有個人情報の内容が真偽かどうか明らかにできる事実であるとは認められないため、不訂正の決定をしたことは妥当である。

#### 4 結論

以上のことから、処分庁が本件訂正請求に対し不訂正とした本件処分は妥当であると判断し、第1 松山市文書法制審議会の結論のとおり答申する。

令和6年4月30日

松山市文書法制審議会個人情報保護分科会

委員 桐木 陽子

同 河野 康之

同 牧本 公明